

報告第8号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成25年6月7日提出

多可町長 戸田善規

専決第5号

損害賠償の額の決定及び和解について

自動車事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成25年5月27日専決

多可町長 戸田善規

記

事故の区分及び	人身事故
事故発生年月日	平成22年9月4日 午後8時35分頃
事故発生場所	██
相手方の	██
住所氏名	██
損害賠償額	金 10,909,745円 也
事故の概要	多可町で活動中のボランティアが、町所有の公用車を運転中に上記場所を歩行していた相手方と接触、負傷させたもの。 (過失割合 町9割：相手方1割)